

長野市森林とふれあい体験事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、森林及び林業に対する理解と関心を深めるため、団体又は個人が行う森林体験事業（参加者が森林及び林業について理解と関心を深めることにつながる体験活動（以下「森林体験活動」という。）を提供する事業をいう。以下同じ。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付対象となる者（以下「事業主体」という。）は、森林体験事業を実施する団体又は個人で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 森林体験事業につき、この要綱による補助金と同様の趣旨の他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助事業)

第3 補助金の交付対象となる森林体験事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

- (1) 市内で実施される事業であること。
- (2) 市内の学校の児童若しくは生徒を対象とする事業又は参加者を公募によって募集する事業であること。
- (3) 開催時間が4時間以上の事業で、森林体験活動を2時間以上実施し、参加者の募集時にこのことを明示するものであること。
- (4) 参加者を公募する事業の場合は、各団体が公募を行うことに加え、長野市のホームページにおいても参加者を募集すること。
- (5) 参加する児童及び生徒の人数又は事業主体の構成員、講師及びスタッフの人数を差し引いた参加者数が10人以上の事業であること。
- (6) 指導者として、別表に掲げる資格又は実務経験を有する者を1人以上配置することができること。
- (7) 参加者の安全対策について十分に検討された事業であること。
- (8) 事業の様子をホームページ、広報誌等で公開できること。
- (9) 政治活動、宗教活動、公序良俗に反する活動、その他市長が適切でないと思われる活動を行わないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4 補助の対象となる経費は、市長が別に定める標準経費とする。

2 補助金の補助率は、標準経費の10分の8とする。

(交付申請等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、森林とふれあい体験事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業主体の活動概要書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 指導者の資格が確認できる書類又は履歴書の写し
 - (4) 市税の納付確認に関する同意書（様式第1号裏面）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、事業を実施する日の30日前とする。
- 4 補助事業を複数回実施する場合は、3回まで同時に申請することができるものとし、この場合において、第2項第2号の事業計画書は、その1回ごとに作成するものとする。
- 5 市長は、第1項及び第2項に規定する書類を受理したときは、内容を審査し、その可否を申請者に通知するものとする。
（交付申請の取下げの期日）
- 第6 規則第5条第1項に規定する期日は、補助金の交付決定があった日から起算して14日を経過した日とする。
（補助事業の内容の変更等）
- 第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市森林とふれあい体験事業変更承認申請書（様式第2号）
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市森林とふれあい体験事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）
（実績報告）
- 第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市森林とふれあい体験事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業開催状況報告書
 - (2) 事業の開始から解散までの様子が分かる写真
 - (3) 参加者数が分かる集合写真
 - (4) 参加者名簿
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業を完了した日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 4 複数回の事業に係る実績報告を同時に行う場合において、第2項各号に掲げる関係書類は、その1回ごとに作成するものとする。
（交付請求）
- 第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市森林とふれあい体験事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。
（交付決定の取消し）
- 第10 森林体験事業の実施に際し、事業主体の構成員、講師及びスタッフを除いた参

加者数が5人未満だったときは、市長は、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行し、同年4月1日以後に森林体験事業を実施する事業主体について適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年4月1日から同年8月31日までの間に補助事業を実施する実施主体に係る第5第3項の規定の適用については、同項中「事業を実施する日の30日前」とあるのは、「この要綱の施行の日」と読み替えるものとする。

- 3 令和2年4月1日から同年7月17日までの間に補助事業を完了し、又は中止若しくは廃止の承認を受ける実施主体に係る第8第3項の規定の適用については、同項中「補助事業を完了した日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日」とあるのは、「この要綱の施行の日」と読み替えるものとする。

(準備行為等)

- 4 第5の規定による補助金の交付申請及び第8の規定による実績報告は、この要綱の施行の日前においても、第5及び第8の規定の例により行うことができる。

別表（第3関係）

資格

森林インストラクター（一般社団法人全国森林レクリエーション協会が認定する森林インストラクターをいう。）
NEALインストラクター及びNEALコーディネーター（全国体験活動指導者認定委員会が認定するNEALインストラクター及びNEALコーディネーターをいう。）
技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士をいう。ただし、技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第13号に規定する森林部門及び同条第19号に規定する環境部門に限る。）
長野県林業士（長野県知事が認定する長野県林業士をいう。）
林業技士（一般社団法人日本森林技術協会が認定する林業技士をいう。）
林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林業普及指導員をいう。）
その他市長が適当と認める資格

実務経験

林業行政での実務経験 5 年以上
林業事業体での実務経験 5 年以上
森林又は林業に係る調査研究機関での実務経験 5 年以上
森林又は林業に係る非営利団体等での実務経験 5 年以上
その他市長が適当と認める実務経験

様式第1号（第5関係）

（表）

長野市森林とふれあい体験事業補助金交付申請書

令和4年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
電話番号

令和 年度において、長野市森林とふれあい体験事業を下記のとおり実施するので、補助金 円を交付してください。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び経費

開催日	開催場所	実施内容	募集人数	経費	補助金額
			人	円	円
			人	円	円
			人	円	円
合計			人	円	円

3 実施期間（参加者募集の開始日から実績報告書提出予定日まで）

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

4 関係書類

- (1) 事業主体の活動概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 指導者の資格が確認できる書類又は履歴書の写し
- (4) 市税の納付確認に関する同意書（裏面）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(裏)

同 意 書

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市森林とふれあい体験事業補助金の交付申請に当たり、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所

ふりがな
氏 名

㊞

様式第2号（第7関係）

長野市森林とふれあい体験事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金交付決定のあった
年度長野市森林とふれあい体験事業を下記のとおり変更したいので、承認し
てください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第3号（第7関係）

長野市森林とふれあい体験事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金交付決定のあった
中止

年度長野市森林とふれあい体験事業を下記のとおり したいので、承認
廃止

してください。

記

- 1 補助事業の 中止 の理由
廃止
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
- 4 その他

様式第4号（第8関係）

長野市森林とふれあい体験事業実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
電話番号

令和 年 月 日付け長野市指令 森い第 号で補助金交付決定のあった
令和 年度長野市森林とふれあい体験事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

開催日	開催場所	実施内容	参加人数	経費	補助金額
			人	円	円
			人	円	円
			人	円	円
合計			人	円	円

2 補助事業を完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日
令和 年 月 日

3 関係書類

- (1) 事業開催状況報告書
- (2) 事業の開始から参加者の解散までの様子が分かる写真
- (3) 参加者数が分かる集合写真
- (4) 参加者名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第9関係）

長野市森林とふれあい体験事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった 年
度長野市森林とふれあい体験事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)													
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所								
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入してください。)											
	普通・当座													
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)													
	記号		番号 (右詰めで記入してください。)											